

◎茨木市高齢者活動支援センター条例 利用料金規定（抜粋）

別表第1（第16条関係）

介護予防センター利用料金表

室名・区分		利用時間	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
大広間	カラオケを利用しない場合		780円	1,040円
	カラオケを利用する場合		1,280円	1,540円

別表第2（第22条関係）

シニア交流センター利用料金表

室名		利用時間	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
和室			220円	300円
会議室			220円	300円

第5章 共用ルーム及び附帯設備

（利用料金）

第28条 共用ルーム（娯楽談話室）の利用料金は、無料とする。

2 利用者は、センターにおいて規則で定める附帯設備（囲碁、将棋、マッサージ機、電位治療器、健康マージャン、健康器具、ニュースポーツ用具、卓球）を利用するときは、1日当たり100円の利用料金を前納しなければならない。